

令和2年度 鳥取県文化芸術活動支援補助金 募集要項

1 趣 旨

県内に活動の本拠を置く芸術家及び文化芸術団体等(以下「芸術家等」という。)が自ら行う創造的な作品展示、舞台公演、顕彰活動及び出版活動(以下「文化芸術活動」という。)を支援し、高いレベルの鑑賞機会を広く県民に提供するとともに、本県の文化の創造及び継承並びに文化芸術活動を通じた情報発信につなげることを目的に、鳥取県文化芸術活動支援補助金の交付を希望する団体等を募集します。

2 募集する取組

事業区分	募集事業数	補助率及び上限額	内 容
① 優れた文化芸術活動支援事業 【審査会】	2～3	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:30万円(本県の文化芸術活動の推進に顕著に寄与すると認められた場合は100万円)	県内外で行われる、県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する優れた作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (第〇回といった定例的な活動は対象外)
② 文化芸術活動ステップアップ支援事業 【審査会】	1	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円	鑑賞者を意識した活動へのステップアップを図ろうとする芸術家等が広く県民を対象に行う作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 (同内容の事業の開始から5回目までの活動が対象)
③ 文化芸術探訪事業 【審査会】	1	(顕彰立ち上げ支援事業) 補助率:1/2以内 上限額:30万円(複数人の顕彰を行う場合:50万円)	全国的に大きな業績を残すなど顕彰をおこなうべき者でありながら地元ではあまり知られていない本県ゆかりの文化芸術分野の先人について、その魅力や業績を再発掘し、地域の文化資源として活用するためのシンポジウム・展示会等の開催、パンフレット等の作成、資料整理等(活動の開始から通算3回目までの活動が対象)
	2	(全国発信事業) 補助率:1/2以内 上限額:50万円	全国的に大きな業績を残した本県ゆかりの文化芸術分野の先人について、その魅力や業績を広く発信するためのシンポジウム・展示会の開催等の事業のうち、特に全国的な情報発信が見込まれるもの
④ 次世代活動者育成支援事業	6	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円(ただし、大規模事業及び全国発信事業は30万円)	文化芸術活動を行う青少年の育成を図る県内に活動の本拠を置く文化芸術団体が実施する作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等 大規模事業…(収容人数が概ね1,000人以上の会場を開催場所とし、出演者中18歳以下の青少年の実人数が30人以上)
⑤ 周年支援事業	2	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円	県内に活動の本拠を置く芸術家等が自ら創造し、実施する定例化した作品展示・舞台公演及びこれに関連して行われるワークショップ等に係る周年事業(第5回又は第10回といった節目の年に行われる例年に比べ比較的規模の大きな事業)
⑥ 刊行物発刊支援事業	1	補助率:定額 上限額:30万円	県内の事柄又は県内出身人物の顕彰等をテーマにした、県内で行われる日本語による出版活動
⑦ 映像作品活用支援事業	1	補助率:1/2以内 (ただし、事業の波及効果が単独市町村に限定される場合は1/4以内) 上限額:10万円	県内で実施する映画・アニメーション等映像作品(県内の事柄又は県内出身人物をテーマにしたものである、又は県内出身者が制作に関わった作品である等、本県ゆかりの映像作品)を上映する事業及びこれに関連して行われる講演会等 (助成を希望する活動の開始から通算3回目までの活動が対象)

3 募集期間、及び補助対象期間

下表のとおり1～2次の募集区分に対応して、それぞれ補助対象となる事業期間を設定します。同期間以前に実施した活動に係る経費については補助対象となりませんので注意してください。

区分	募集期間	補助対象となる事業期間
1次募集	令和2年 3月18日(水)から 4月15日(水)まで	令和2年 4月 1日(水)から 令和3年 3月31日(水)まで
2次募集 (※募集しない 場合があります)	令和2年 8月 3日(月)から 8月31日(月)まで	令和2年10月 1日(木)から 令和3年 3月31日(水)まで

※ 事業の実施は、令和2年2月定例議会における予算の成立を条件とします。

※ 2次募集については、1次募集の採択状況により募集しない場合があります。その場合は、6月上旬に鳥取県文化政策課のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>)にてお知らせします。

4 補助金の対象経費

(1) 補助金の対象経費

事業区分	内容
① 優れた文化芸術活動支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具は除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(会場が県外の場合に限り、交通費及び宿泊費を対象とする。)
② 文化芸術活動ステップアップ支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
③ 文化芸術探訪事業	会場使用料、講師等謝金、旅費、印刷費、消耗品費、役務費及び通信運搬費等
④ 次世代活動者育成支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料(全国発信事業の場合に限り、交通費及び宿泊費を対象とする。)
⑤ 周年支援事業	会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料
⑥ 刊行物発刊支援事業	直接出版費(組版紙型代、製版代、印刷代、用紙代及び製本代)。ただし、補助対象となる直接出版費が500千円以上の事業規模を有することとする。
⑦ 映像作品活用支援事業	映画のリース料、会場使用料及び付帯設備費、会場設営費(大道具を除く。)、印刷費、広告宣伝費及び輸送料

※ 実施団体又は共催団体の構成員以外への支出と認められる経費に限ります。

※ 交付申請以前に行われた支出であっても、文化政策課長が補助対象事業に適合すると認めるものについては、補助対象経費として認めるものとし、補助事業の実施により収益が発生する場合、補助対象経費からその収益分を除くことは行いません。

(2) その他留意事項

- ・補助事業で作成するチラシ等の印刷物には、「鳥取県文化芸術活動支援補助金助成事業」と記載してください。
- ・本補助金に係る事業の「完了」とは、事業本体とその精算業務が終了することを指します。事業本体が終了したら、速やかな精算手続きを行い、実績報告をしてください。

5 申請方法及び補助対象団体の決定方法

(1) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次ページ「提出書類一覧」のとおりです。

(2) 申請書類の入手方法

鳥取県補助金等交付規則及び鳥取県文化芸術活動支援補助金交付要綱に基づく各様式については、文化政策課のホームページからダウンロードできます。インターネットを利用できない方はご相談ください。

(3) 申請書類の提出方法

「3 募集期間、及び補助対象期間」に記載の募集期間内に、文化政策課へご提出ください。書類の提出方法は、持参、郵送とします(募集期間最終日の午後5時までまでに必着)。

【提出書類一覧】

- 1 交付申請書
- 2 実施計画書
- 3 収支予算書
- 4 申請者活動状況調べ
- 5 その他申請事業の参考となる資料

(4) 補助対象団体の決定方法について

「優れた文化芸術活動支援事業」「文化芸術活動ステップアップ支援事業」「文化芸術探訪事業」については、各募集期間終了後に審査会を開催し、委員の協議により補助対象団体候補を決定します。

ア. 審査会の開催時期

- a. 1次募集分の審査会 … 令和2年4月(予定)
- b. 2次募集分の審査会 … 令和2年9月(予定)

イ. 実施方法

- a. 書類審査
- b. 審査基準

以下の観点などで審査する予定です。

事業名	審査の観点
優れた文化芸術活動支援事業	・創造性(加点項目) ・充実度(加点項目) ・発展性(加点項目) ・実現性 ・事業効果 ・貢献度
文化芸術活動ステップアップ支援事業	・向上度(加点項目) ・創造性 ・発展性 ・実現性 ・事業効果
文化芸術探訪事業	・顕彰対象者の業績 ・事業内容 ・発信性

「優れた文化芸術活動支援事業」「文化芸術活動ステップアップ支援事業」「文化芸術探訪事業」以外の区分については、文化政策課において審査を行い補助対象団体を決定します。

6 窓口・問合せ先

鳥取県地域づくり推進部文化政策課

住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎6階)

電話 0857-26-7134 / ファクシミリ 0857-26-8108 / 電子メール bunsei@pref.tottori.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/bunkaseisaku/>